## 丸森町復興推進計画

平成27年6月11日 宮城県丸森町

1. 計画の区域 丸森町全域

## 2. 計画の目標

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、震度5強を観測し、それに起因して発生した福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による影響で、農産物出荷停止による実被害や風評被害など深刻な問題となっており、宮城県において有数の原子力発電所事故災害被災地である。

また、死傷者は出なかったものの、町内全域の停電、上下水道管の損傷、電話の通話不能、路面に生じた段差による道路の寸断や法面の崩壊など、ライフラインに大きな被害が発生し、本町における企業活動にも大きな影響を与えている。

このような情勢を踏まえ、活力ある産業構造の構築による本町経済の復興を目指し、本町の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援することで、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るものである。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出及び町民生活の安定を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため、本町の中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に立地するフロンテック P R O 株式会社 (以下「対象事業者」という。) が、本町舘矢間地内において、建築用金属製サッシ製造工場を増設するため に必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における金属製品製造業は、町内の製造業における従業者数において第2位の中核的な産業である。

また、本事業では30人の新規雇用を見込んでおり、当該新規雇用を含む 従業者数は、本町における金属製品製造業の従業者数のうち、17.1%を占め ることになるなど、当該事業を実施する対象事業者が本町の金属製品製造業 の増強に果たす役割は大きいものとなっている。

これらに鑑みると、本事業は、雇用機会を創出するものであると考えられ、 本町における被災者の生活再建に大いに寄与するものであり、目標に掲げた 「雇用機会の創出と地域経済の活性化」を図るために必要かつ有効な事業で あり、目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名 株式会社西日本シティ銀行
- ⑤ 特別の措置

当事業を実施する者に対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定 金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措 置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、対象事業者の売上高は本町に事業所を有する金属製品製造業の事業所の中でもトップクラスになるものと見込まれ、町内の金属製品製造業の活性化と取引拡大につながることにより、製造業全体における売上高が増加し、地域経済の活性化が期待される。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出及び地域経済の活力再生に十分寄与するものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。 また、丸森町、宮城県、丸森町商工会、株式会社西日本シティ銀行、対象 事業者を構成員とする丸森町復興推進協議会(地域協議会)において、法第 4条第6項に基づく協議を行った。